

第5回市民自治検討部会次第

○平成22年10月20日(水) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター

1階 女性コーナー

1 開 会

2 前回のおさらい

- ・ 前は、情報共有、市民の権利・役割・責務、事業者の役割について他市町の事例を参考にしながら意見交換を行った。
- ・ 情報共有では、「市民同士の情報共有も必要」、「自ら考え行動するための情報が必要」また、「市としても情報を届ける責任がある」、「市民、議員、職員がコミュニケーションを図る場が必要」などの意見があった。
- ・ 市民の権利・役割・責務では、「あまり市民に押し付けにならないように」や「表現として『ですます調』で書く方がいい」などの意見があった。
- ・ 事業者の役割では、「事業者も地域社会の一員として行事等に進んで参加できるように」や「事業者も担い手としてまちづくりに参加する権利を有する」などの意見があった。
- ・ 市民参画を進めるための考え方である、「パブリック・インボルブメント」について説明し、条文にどのように書き込むかについて意見交換を行い、「パブリックコメント、審議会への市民参加、説明会の開催など具体的な項目を3つ程度入れて書き込む」、「回答を返すということは大事」などの意見があった。
- ・ 住民投票について、説明を行い、今回どのように規定すべきか意見交換を行う。

3 ワークショップ

(1) 住民投票について

(2) 条文原案について（基本理念、基本原則、情報共有、市民の権利・役割・責務、事業者の役割、コミュニティ、参画と協働）

別紙「第5回市民自治検討部会資料 資料1」参照

5 その他

今後の予定

第3回西脇市自治基本条例検討委員会（全体会）

平成22年12月1日（水） 午後7時から

5 閉 会

自治基本条例における住民投票の規定（参考資料）

○ 伊賀市（個別設置型）

（市民投票の原則）

第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。

2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。

3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

（市民投票の実施）

第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。

2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。

○ 大和市（常設型）

（住民投票）

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

（住民投票の請求等）

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

○ 名張市（常設型）

（住民投票）

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付すことができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。
- 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成（発議者を含む。）を得て、住民投票の実施について発議することができる。
- 4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したいときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

○ 篠山市（個別設置型）

(住民投票)

第24条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票制度を設けることができる。

- 2 市民は、市長に対して住民投票を請求することができる。
- 3 議会及び市長は、住民投票を発議することができる。
- 4 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 請求、発議、投票資格及びその他の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。当該条例の制定に際しては、定住外国人や未成年者の参加に配慮しなければならない。

○ 朝来市（個別設置型）

(住民投票)

第13条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

- 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

○ 流山市

(市民投票)

第17条 市長は、流山市が直面する将来に係る重要事項について、市民から市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。

- 2 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。
- 3 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。

○ 生駒市（個別設置型）

(市民投票)

第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

- 2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。
- 3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び

未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

- 4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

○ 明石市（常設型）
（住民投票）

第13条 市長は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民のうち選挙権を有する者が、その総数の3分の1以上の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求したときは、住民投票を実施しなければならない。

- 2 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

○ 養父市（個別設置型）
（住民投票）

第15条 市は、市民の暮らしにかかわる重要な事項について、直接市民の意思を確認するため住民投票の制度を設けることができます。

○ 上越市（常設型）

第8章 市民投票

第38条 市長は、市政運営に係る事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。

- 2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。
- 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。
- 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。

○ 岸和田市（常設型）
（住民投票）

第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

- 2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

○ 多摩市
(住民投票)

第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

- 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。
- 3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。

(住民投票の発議・請求)

第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

- 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。
- 3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

○ 越前市（個別設置型）
(住民投票の請求又は発議)

第16条 選挙権を有する市民（市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。）は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。

- 2 市議会議員は、法令で定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。
- 3 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

(住民投票の実施)

第17条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施するものとします。

- 2 前条第3項の条例による住民投票に参加できる者の資格として、必要に応じ、選挙権を有する市民のほか次の各号に掲げる者のいずれか又は両方を加えることができます。
 - (1) 市内に住所を有する年齢満20年未満の日本国籍を有する者
 - (2) 市内に住所を有する外国人（永住者、定住者等）
- 3 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を市民に対して提供するものとします。
- 4 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

○ 久喜市（個別設置型）

（住民投票）

第23条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。

- 2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとします。
- 3 住民投票に参加することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

○ 善通寺市（個別設置型）

（住民投票）

第23条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意見を直接問う必要があると認めたときは、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。
- 3 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。
- 4 市議会議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めたときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を発議することができる。
- 5 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 6 市長は、投票後、住民投票の対象となった事案について、市民及び市議会と意見を交換する場を設けなければならない。
- 7 前項の意見を交換する場合は、公開とする。

○ 奥州市（常設型）

（住民投票）

第25条 市長は、市政に係る重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する満18歳以上の者（定住外国人を含む。）をいう。次条において同じ。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 議会及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

（住民投票の実施要件）

第26条 住民は、市政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決されたときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、市政に係る重要事項について、自らの意思により住民投票を実施することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施するものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

○ 豊中市（常設型）

(市民投票)

第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。
- 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。
- 4 市弔意及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

○ 輪島市（常設型）

(住民投票)

第25条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を市政に反映するため、次条第1項若しくは第2項の規定による請求があったとき又は第3項の規定による発議をしたときは、住民投票を実施しなければならない。

- 2 市民並びに議会及び市長等は、前項の規定により住民投票を実施したときは、その結果を最大限尊重しなければならない。

(住民投票の実施の請求等)

第26条 市民のうち、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する者は、市政に関する重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 議会は、市政に関する重要事項について、議員の定数の6分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の3分の2以上の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、市政に関する重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。
- 4 住民投票の投票権を有する者は、市民のうち、公職選挙法第9条第2項に規定する者とする。
- 5 住民投票の実施その他必要な事項は、別に条例で定める。

○ 小諸市（常設型）

(住民投票)

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。

- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求)

第31条 年齢満16歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。
- 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができる。
- 4 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票の実施を発議することができます。
- 5 市長は、前3項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施するものとします。

- 6 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 7 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。
- 8 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

第5回市民自治検討部会会議資料

1 基本理念

【条例原案】

(基本理念)

第〇条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとします。

- (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、自治を推進するとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成します。
- (2) 市民及び市は、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、自治の推進に当たっては、その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成します。
- (3) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続可能な循環型の共生地域を形成します。

《部会での意見》

2 基本原則

【条例原案】

(情報の共有)

第〇条 市民及び市は、自治の推進に必要な情報を共有することを原則とします。

(参画と協働)

第〇条 市民及び市は、自治を推進するため、それぞれの役割及び責務に基づいて参画し、協働することを原則とします。

《部会での意見》

※総則検討部会で、「地域分権の原則」の提案

3 情報共有

【条例原案】

(情報の提供)

第〇条 市は、広報及び公聴の充実を図ることにより、市民が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するように努めなければなりません。

2 市は、情報の提供に当たっては、広報、ホームページ等を積極的に活用し、市政に関する情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供するものとします。

(情報の公開)

第〇条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければなりません。

(個人情報の保護)

第〇条 市は、市民の基本的な人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。

(市民同士の情報の共有)

第〇条 市民は、互いに、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報の交換を行い、情報の共有に努めるものとします。

2 市民活動を行うものは、その活動内容を地域において積極的に公開し、情報の共有に努めるものとします。

《部会での意見》

4 市民の役割・責務等

【条例原案】

(市民の権利)

第〇条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。

2 市民は、地域における自治活動、その他の公益的活動を推進するために、主体的に組織をつくり、自立した活動を行う権利を有します。

3 市民は、自ら考え行動するため、生涯にわたり学ぶ権利を有します。

(市民の役割及び責務)

第〇条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し助け合うとともに、協働による自治の推進に努めます。

2 市民は、自治の推進に当たっては、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めます。

3 市民は、市政の運営に関し、議会及び執行機関を注視し、市民の信託に的確にこたえているかどうか見守るよう努めます。

4 市民は、市政に参画するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使に当たっては、これを濫用してはなりません。

《部会での意見》

5 事業者の役割等

【条例原案】

(事業者の役割)

第〇条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動の推進、公益的な活動への積極的な参加等を行い、健全な地域社会づくりに寄与するよう努めます。

《部会での意見》

6 コミュニティ

【条例原案】

(市民自治協議会)

第〇条 市は、市民主体の自治を推進するため、次項に規定する市民自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うものとしします。

2 市民は、地域の個性及び自立性を尊重した地域自治を推進するため、市民自治協議会（共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人及び所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織で、一の地域につき一に限り市長が認定してものをいいます。次項において同じ。）を設置することができます。

3 市民自治協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に市民自治の推進に取り組むものとしします。

(市民活動団体)

第〇条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする市民活動団体の活動を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとしします。

《部会での意見》

7 参画と協働

【条例原案】

(参画への保障)

第〇条 市は、市民参画による市政を推進するため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければなりません。

2 執行機関は、市民が市政に参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければなりません。

(参画の推進)

第〇条 執行機関は、政策の立案、実施、評価及び改善過程への市民参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければなりません。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

2 執行機関は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等多様な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適切な検討期間を設けなければなりません。

3 前2項に規定する意見を求める場合に関し必要な事項は、別に定めます。

(審議会等の運営)

第〇条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければなりません。

2 執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。

《部会での意見》